

業 発 第 1 7 0 号
令和 2 年 2 月 3 日

支部長 各位

東京税理士会
情報システム部長 興津 亮一
(公印省略)

所得税及び復興特別所得税の準確定申告の e-Tax 対応について (周知依頼)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

各位におかれましては、平素より当部事業にご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、国税庁において、令和 2 年分以降の所得税及び復興特別所得税の準確定申告 (死亡の場合) について、青色申告特別控除 (65 万円) の適用が受けられるよう、また利便性向上のため e-Tax での電子申告に対応しました。

但し、開始時期は、本年 1 月 6 日以降に提出される令和 2 年分以降の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書であり、令和元年分以前の準確定申告書については電子申告できません。e-Tax システム上、令和元年分以前の準確定申告書であっても送信されますが、提出されたものとみなされませんので、ご注意ください。よう支部会員への周知にご協力をお願いいたします。

なお、準確定申告の電子申告については、以下の国税庁ホームページをご参照ください。

<参考>

国税庁ホームページ：所得税及び復興特別所得税の準確定申告の e-Tax 対応について

URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jyunkaku/index.htm>